

5 県の指定廃棄物等の放射能濃度に関する将来推計

1. 宮城県

		うち、8,000Bq/kgを超えるもの		
	指定廃棄物の数量	現在 平成28.1.1	5年後 平成33.1.1	10年後 平成38.1.1
重量 (単位: トン)	3,404.1	1,090	238	194
指定廃棄物の数量を100とした場合の値	100	32	7	6

2. 茨城県

		うち、8,000Bq/kgを超えるもの		
	指定廃棄物等の数量	現在 平成28.1.1	5年後 平成33.1.1	10年後 平成38.1.1
重量 (単位: トン)	3,643.0	1,030	78	0.6
指定廃棄物等の数量を100とした場合の値	100	28	2	0.02

3. 栃木県

		うち、8,000Bq/kgを超えるもの		
	指定廃棄物の数量	現在 平成28.1.1	5年後 平成33.1.1	10年後 平成38.1.1
重量 (単位: トン)	13,533.1	9,680	6,750	4,250
指定廃棄物の数量を100とした場合の値	100	72	50	31

4. 群馬県

		うち、8,000Bq/kgを超えるもの		
	指定廃棄物の数量	現在 平成28.1.1	5年後 平成33.1.1	10年後 平成38.1.1
重量 (単位: トン)	1,186.7	538	323	269
指定廃棄物の数量を100とした場合の値	100	45	27	23

5. 千葉県

		うち、8,000Bq/kgを超えるもの		
	指定廃棄物の数量	現在 平成28.1.1	5年後 平成33.1.1	10年後 平成38.1.1
重量 (単位: トン)	3,690.2	2,500	1,760	1,510
指定廃棄物の数量を100とした場合の値	100	68	48	41

※1 宮城県については、放射能濃度の再測定の結果（放射性セシウム濃度、分析日）、また宮城県以外の4県については、指定申請書等に記載されている情報（放射性セシウム濃度、分析日）を基に、経過年数に応じた減衰を考慮し、放射性セシウム濃度を推計。このうち、8,000Bq/kg超のものについて合算。

※2 宮城県及び栃木県においては、可燃性廃棄物（農林業系副産物）が含まれるが、これらについては、将来的な焼却等による量及び濃度の変動は見込まずに推計。

※3 茨城県の数値については、第2回茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議（平成28年2月4日）参考資料3に記載されている指定廃棄物等の数値を抜粋。

(参考) 事故発生時の放射能濃度を100としたときの減衰の目安※

	事故発生時 平成23.3	現在 平成28.1.1	5年後 平成33.1.1	10年後 平成38.1.1
セシウム134の放射能濃度	50	10.0	1.9	0.3
セシウム137の放射能濃度	50	44.8	39.9	35.6
合計	100	54.7	41.8	35.9

※事故発生時のセシウム134とセシウム137の存在比を1:1として計算。